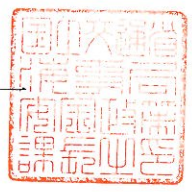




国海安第203号
平成26年10月28日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
加藤 光



航海用具の基準を定める告示の一部改正について（通知）

下記告示の一部改正が平成26年10月29日付で公布される予定ですので、ご了知頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）

以上



航海用具の基準を定める告示の一部改正について

1. 改正の経緯

海難事故の防止、海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国もこれら条約により勧告されている航海用具の基準を告示に取り入れて安全規制を実施しています。

今般、IMOにおいて、航海情報記録装置（以下、VDR）の性能基準に関する勧告の改正案が採択されました。この改正案は平成26年7月1日以降の各国での取り入れが勧告されていました。

新基準対応VDRの開発及び供給目処がついたため、我が国においては、改正内容を担保するため、航海用具の基準を定める告示において所要の改正を行います。

2. 改正の概要

航海情報記録装置（VDR）の性能基準の改正

VDRの部品構成、機能等に係る要件を追加・変更する。

● 改正予定法令

航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）

3. 今後の予定

公 布 : 平成26年10月29日
施 行 : 平成27年1月1日